

令和6年度 第4回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和6年7月25日

令和6年度 第4回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年7月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧	
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 年一	11 番 荻野 一喜
(春日地域)	12 番 荻野 隆太郎	13 番 小橋 季敏	14 番 新才 泰則
	15 番 婦木 克則	16 番 細見 滋樹	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 幸治	20 番 和田 憲治
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 荻野 広	23 番 橋本 慶子
	24 番 米田 豊		

○欠席委員 (1名)

19 番 野垣 克巳

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 農地転用許可条件の変更申請承認について (第5条)
議案第 5 号 非農地証明願承認について
議案第 6 号 丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (別冊)
議案第 7 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)
議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)
議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)
報告第 1 号 農地の形状変更届について
報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による申請の取下願について
報告第 4 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

5. 閉会

1. 開会

○議長 それでは、始めてまいりたいと思います。

ただいまより、令和6年度丹波市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

まず初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長（会長あいさつ）

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会、議席番号19番の野垣委員から欠席届が提出され、在任委員24名中、23名が出席されております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを、御報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 ありがとうございます。

日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号7番、福井委員、8番、山本委員、両委員よりお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号31番 ～
～ 議案第5号 番号4番 ～
～ 報告第2号 番号3番、番号4番、番号6番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は8ページに示しております。

なお、この8ページ、拠点と示されています宅地も売買により農地と一緒に取得されるものです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号2番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番～番号7番、議案第5号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号6番につきましては、議案第5号の番号4番と併議という形で、審議をさせていただきます。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、現在耕作している農地を、売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号5番、番号6番、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号５番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものであります。図面は１２ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号６番と議案第５号の番号４番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号６番は、売買により農地を取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は１３ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、譲受人は、農作業経験、農機具等は現在ありませんが、今後必要なものを取得して、耕作をしたいというものであります。

議案第５号の番号４番は、地目変更のための非農地証明願が出ております。７月１６日に確認いたしましたところ、現地は倉庫、進入路、それから墓地になっております。

周囲の状況から見まして、農地への復旧は困難であり、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和４０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断について３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号７番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は同じく１３ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、本農地では、ブルーベリー、それから家庭菜園をするということで、農機具といたしましては、草刈機のみをお持ちのようでございまして、これにつきましても今後必要なものを確保したいということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号6番、並びに議案第5号の番号4番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。ちょっと確認ですけど、こっちの分の拠点は、下の部分で、南側というか。

番号6番の方の拠点が下側やね。

○委員 おっしゃる通りです。上側の拠点が番号7番です。ちょっと一緒になっておりまして、案件は違うんですけど、ややこしいです。

○議長 よろしいですか。はい。

○○委員。

○委員 一緒です。同じようなことを聞こうかと思ってました。

○議長 ほかに質問、ございませんか。

今回、議案第5号の番号4番を、なぜ併議にしておるかということで言いますと、この拠点から3条を取得される左上の農地に行くまでの間、非農地の部分を通らないと進入できない状況になっておりますので、その非農地を確認した上で、3条のところに進入していく。そして耕作する。下の拠点から農地へ、そういう道筋になりますので、細い進入路が道からずつついてると。そういう形状の非農地の案件になっておりますので、御確認をいただいております。

ほか、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第1号の番号6番、並びに議案第5号の番号4番につきまして、質問、意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番、並びに議案第5号の番号4番につきまして、許可並びに非農地証明を発行すること、異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番については許可すること、並びに議案第5号の番号4番については、証明書を発行すること、にいたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号8番～番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番から番号11番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、新規就農したいということで、図面は14ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、14ページの地図を見ていただきましたら、農地がここに4枚ございまして、その間に白色のところがございます。ここは、住宅の跡地でございまして、この土地も一緒に購入されるということで、現在団地のほうにお住まいですけれども、将来はそこに家を建てて住むという計画でございます。

また、譲受人の実家がこの土地の、近接地域にございまして、そこではお父さん、お母さんが農業を営まれており、農機具等は既にお持ちであるということでございます。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

先ほど事務局から説明もございましたが、番号11番の図面の真ん中にあります土地の一部については、もう既に2アール未満の届出がされておるということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 9 番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 10 番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 10 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 10 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 11 番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 11 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 11 番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、番号 12 番、番号 13 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 12 番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 12 番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。

図面は、17 ページに示しております。

この案件につきまして、誓約書が添付されております。譲受人が所有する農地の中に、現況が山林というものがございまして、これを 9 月に非農地証明願ということで、提出するということの誓約書でございます。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号 13 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 13 番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 18 ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 12 番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 2 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 2 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 1 3 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 3 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 3 番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、番号 1 4 番～番号 2 3 番、報告第 2 号、番号 3 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告ですが、番号 1 9 番、番号 2 0 番、番号 2 1 番は同一の申請です。併議という形にさせていただきます。

それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 4 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 1 4 番は、農地を贈与により取得し、農業を開始したいというもので、図面は 1 9 ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号 1 5 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 5 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 2 0 ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号 1 6 番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号 1 6 番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は 2 1 ページに示しております。

譲受人は、隣接する空き家を購入し、ここを拠点に、果樹の栽培をされる予定です。

なお、農作業に必要な草刈り機、トラクター等は、既に調達済みです。

地域委員会としましては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号 1 7 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

なお、申請地の中に農業用倉庫が建っているために、経過書が添付され、同時に２アール未満の届出がされています。経過書の内容は、譲渡人の父親が、平成４年頃に農業用倉庫として建設し、利用されていました。今後も農業用倉庫として利用されます。

○委員 番号１８番から番号２３番までを、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１８番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２３ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号１９番、番号２０番、番号２１番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２４ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

図面の２４ページですけれども、申請地の北側に既に譲受人の栗園があります。今回購入、取得されているところも、栗を栽培される予定です。

番号２２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２５ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号２３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２６ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、並びに報告第2号の番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。並びに報告第2号の番号3番につきましては、御承知おきください。

番号18番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番、番号20番、番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番、番号20番、番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番、番号20番、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２４番～番号３１番、報告第２号、番号４番、番号６番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告ですが、番号２４番と番号３１番については関連の案件がございますので、併せて確認報告をお願いします。

それと、番号２５番から番号２９番まで、譲受人が同じなんですが、案件としては、申請が多岐にわたっておりまして、番号２５番、番号２６番が同一申請、それから番号２７番、番号２８番、番号２９番が一つの申請になっておりますので、番号２５番、番号２６番、それと番号２７番、番号２８番、番号２９番と分けて、審議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２４番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２４番は、農地を売買により取得し、野菜・果樹の栽培を開始しようというものです。

トラクターは既に取得しております。図面は２７ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

併せて報告第２号の番号３番につきまして、経過書が添付されておりますので、読み上げさせていただきます。

下記記載の建物は、所有者の亡き父が、昭和６３年に建築し、農業用倉庫として使用されておりましたが、今般購入するに当たり、同様に農業用倉庫として、今後も使用いたします。

と、経過書が添付されております。

○委員 番号２５番から番号３１番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２５番、番号２６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２８ページです。

現在、譲受人が耕作を行っております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２７番、番号２８番、番号２９番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２８、２９ページです。

これも、譲受人が耕作しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号３０番も、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は３０ページです。

現在ここは遊休農地になっておりまして、譲受人に耕作してもらうことによって、遊休農地を解消できる見込みでございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、トラクター、草刈機は所有しております。

番号31番も、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、報告第2号の番号6番のとおり、農業用倉庫が現在建っておりますが、これは譲受人の父親が昭和56年に建てたもので、現在もこれを農業用倉庫として利用しており、今後も利用していくと聞いております。

始末書の添付ですが、農地法の許可を得ずして、このような建物を建てたことを深く反省しております。今後はこのようなことがないよう、法令遵守いたしますので、何とぞ御許可くださいますよう、お願い申し上げます。と書いております。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号24番、報告第2号の番号4番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、報告第2号の番号4番につきまして、御承知おきください。

番号25番、番号26番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番、番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号25番、26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番、番号28番、番号29番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番、番号28番、番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号27番、番号28番、番号29番については、許可すべきものと決定いたします。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 農機具とか持っておられる。この拠点というのは、これは農業用倉庫ですか。

○委員 裏が山になってますね。山になっとるんですけども、そこにバックホーとか、全部農機具を、山を整備されておって、そういう機械は全部ここに。

○委員 拠点の所は、今どうなっていますか。

○委員 農機具が置いてあります。

○委員 山やないの。

- 委員 この四角い建物だけは山ではないです。ちょっと広い、広場みたいなのを造っています。家はないです。通いで作業されます。
- 議長 ほかに質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号30番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。
番号31番、報告第2号の番号6番につきまして、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号31番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。
並びに、報告第2号の番号6番について、御承知おきください。

～ 議案第2号 番号1番 ～

- 議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、番号1番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号1番は、自宅を建設するための申請で、図面は34ページに示しています。
申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第1種農地と判断されると考えられますが、転用目的が集落に接続して設置される、日常生活上必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。
隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。
また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。
なお、申請地の一部に、以前農業用物置が設置されており、申請人より経過書が提出されておりますので、朗読させていただきます。
私の父は、下記の土地の一部に、昭和50年頃に農業用の物置を建て、その後父が亡くなり、昨年末に私に取り壊して、現在に至っています。
父は、農地法上のしかるべき届出を怠っていましたが、今後は二度とこのようなことがないようにいたしますので、このたびの申請に関しましては、十分な御配慮をいただきたく、お願い申し上げます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号8番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番 ～

～ 議案第4号 番号1番、番号2番 ～

～ 報告第3号 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により、一般住宅及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は38ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、かつおおむね500メートル以内に教育施設と医療施設が存在するため、第3種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番～番号5番、議案第4号、番号1番～番号2番、報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号５番につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の関係がありますので、番号２番、番号３番、番号４番、並びに報告第３号の番号１番、議案第４号の番号１番、番号２番につきまして、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２番は、農地を贈与により取得し、能楽堂及び露天駐車場を建設し、利用するための申請で、図面は３９ページ及び４０ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第２種農地と判断され则认为します。

申請人は、○○のイベントスタッフ事業を営み、我が国伝統の○○の体験を提供する事業の柱となる○○の建築と、来客等の露天駐車場を整備し、利用するため申請するものです。

隣接所有者の同意は不要であり、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、この案件には、始末書が添付されています。その内容は、１０年以上前に、譲受人の会社事務所兼住居として、申請農地に隣接する建物を建設した際に、申請地に芝生を植えるなど、庭として利用できるよう、整備いたしました。

譲渡人、譲受人とも、転用制度について、十分な認識がなかったためであり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

なお、一部転用部分については、今後は露天駐車場として利用する計画になっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第３号の番号１番、議案第３号の番号３番、議案第４号の番号１番と番号２番は、関連がありますので、一括して、議席番号○番の○○が説明します。

報告第３号の番号１番については、申請の方法を変更するために、この５月に申請されていた案件を、一旦取り下げされるということです。

次に、併議となっている議案第３号の番号３番と、議案４号の番号１番と２番を、７月に改めて申請されています。議案第３号の番号３番については、面積を拡大するために、新たに農地を取得して、露天資材置場及び進入路として転用されます。

それに伴う議案第４号の番号１番と番号２番ですが、以前に許可を受けたときと、今回新たに取得し、転用しようとする土地は、一体農地であるために、面積拡大に伴う許可条件の変更承認申請をされています。

通常であれば、この後に申請された方法で、転用の許可を得るはずでしたが、今回許可条件の変更承認を受けようとしている土地の１筆については、既に地目変更がなされており、その一部は、現状が公有地、里道として利用されているため、分筆して、市に寄附されています。この公有地について、事業者から、当初の転用目的どおりに利用していないということで、今後このようなことが発生した場合には、慎重な対応を取りますという始末書を、提出されています。

申請地の農地区分は、農業公共投資等の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であり、第２種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを、確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、売買により、貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は42、43ページにあります。

申請内容は、譲受人の関係会社である店舗の跡地ほか、申請地に隣接しております宅地跡地とともに利用し、従業員と来客者の駐車場として利用したいということです。

申請地の農地区分は、街区の面積、11,416平米に占める宅地の面積、8,672平米で、宅地の割合が76パーセントであり、40パーセントを超えているため、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番、並びに議案第4号の番号1番と番号2番、並びに報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっと分かりにくいんですけど、要するに議案第3号のほうは、地図の41ページの一
番下の南側の2筆の申請で、議案第4号は、これを含めた全部の申請を変更するという案件。
この報告のこれは。

○議長 取下げ。

○委員 それは要するに、前に申請した分と、後の分を取り消して、新たに全部を申請するとい
う内容で、よろしいですか。そういうこと。

○議長 はい。前の分は、一部もう既に里道として利用されてるというか、含んでおったので、
それを除いた部分で、改めて検討して申請する内容になってる。今回新たに、この2筆も合わ
せて申請されている。

よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに、内容等につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、報告第3号の番号1番につきましては、御承知おきください。

その上で、併議となっております番号3番、及び議案第4号の番号1番と番号2番につきまして、採決をとります。

番号3番、並びに議案第4号の番号1番と番号2番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、並びに議案第4号の番号1番と番号2番につきまして、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番なのですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 番号5番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、農地を売買により取得し、農機具置場を設置したいというものです。図面は44ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断をされると考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと考えます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。部材等におきましては、自分で調達し、作るそうです。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、露天資材置場として利用するための申請です。図面は、45ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと考えます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、売買により、露天駐車場として利用するものです。図面は、46ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

譲受人は、今回の申請地のすぐ隣に、店舗を構えておられ、お客様の来店も増えつつあり、周辺の交通にも支障を来す場面もあり、このたび店舗すぐ横の土地に、お客様用駐車場を設けたいという申請になっております。

駐車場に入るためには、水路に橋をかけなくてはならない場所ですが、丹波市の道路整備課とも協議をされております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、露天駐車場として利用するための申請です。図面は、27ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいた。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいた。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、祖母と孫の間で使用貸借権を設定し、一般住宅及び露天駐車場を建設するため

の申請です。図面は４８ページです。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつおおむね５００メートル以内に教育施設と医療施設が存在するため、第３種農地であると判断されると考えられます。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、使用貸借契約書案も添付されております。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第５号 番号１番～番号１１番 ～

○議長 議案第５号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号、番号１番～番号４番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番、番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５５ページに示しています。

７月１６日の地域委員会で確認したところ、現地は、倉庫・進入路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５６ページに示しています。

７月１６日の地域委員会で確認したところ、現地は、物置・露天駐車場になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５４年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は、57ページに示しています。

7月16日の地域委員会で確認したところ、現地は、住宅の擁壁となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 これ、〇〇番〇で、宅地の〇〇平米と一筆になってますけど、これ筆は分かれてるんですかね。隣の土地の一部じゃないんですかね。公図上この細い筆があるんですかね。

○委員 地図で言いますと、擁壁となっているは、向かって右側の宅地になっておりところの擁壁となっています。

○委員 はい、分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、御意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号5番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号５番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号５番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５８ページに示しております。

７月１６日の、地域委員会で確認したところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成１０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

よろしくお願いいたします。

○委員 番号６番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号６番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５９ページに示しています。

７月１６日に現地を確認したところ、現地は露天駐車場と進入路になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和４８年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号５番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号６番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号、番号７番～番号１０番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号７番を、議席番号○番の○○野が説明いたします。

番号７番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６０ページに示しております。

７月１７日の春日地域委員会にて現地を確認したところ、現地は住宅・庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和４３年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、

平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しております。

7月17日の春日地域委員会で確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和59年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

番号9番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は62ページに示しています。

7月17日の春日地域委員会において確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和59年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は63ページに示しています。

7月17日の地域委員会で確認したところ、現地は進入路となっており、農業用倉庫が解体されて、空き地になっていて、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和56年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号 9 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号 9 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号 10 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号 10 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 10 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 11 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。
山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 11 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。
番号 11 番は、地目変更のための非農地証明願です。

7 月 12 日に現地確認をしたところ、現地は住宅、庭、車庫、物置となっており、農地への
復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれ
ます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 53 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、
平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員
会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。
番号 11 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号 11 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 11 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
休憩に入ります。

(休憩)

(再開)

～ 議案第 6 号 除外番号 1 番～除外番号 5 番 ～

○議長 それでは、会議を再開いたします。

議案第6号、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

農林振興課より担当者が出席をされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 それでは、除外番号1番から除外番号5番までございますが、各地域別に進めていきます。

除外番号1番、青垣地域の案件につきまして、農林振興課より説明をお願いいたします。

○農林振興課 議案第6号、除外番号1番朗読

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

除外番号1番は、宗教法人が集落内に新たに露天駐車場を設置しようとするものです。

現地を確認したところ、除外後の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内であるため、第1種農地と考えますが、転用目的が、当該法人が設置する露天駐車場のため、第1種農地の例外的許可事由である、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当するものと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障がないものと思われる。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題ないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

除外番号1番について、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、除外番号1番の農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

除外番号2番について、農林振興課より説明をお願いいたします。

○農林振興課 議案第6号、除外番号2番朗読

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

この場所につきましては、土地改良整備事業ということで、農用地区域となっております。この事業所につきましては、教育支援事業ということでございます。これは国交省の認可を受けた〇〇の認証を取得できる教育支援機関でございます。

近年、農業分野でも〇〇の需要が高まっており、今後丹波地域における農業の機械化の促進に寄与したいと考えておられるということでございます。

事業所が、住宅の密集地にあるため、〇〇の訓練をするというところを早急に確保したいと

いうことでございます。

除外後の農地区分は、第3種農地です。街区の面積に占める宅地の面積の割合が、40パーセントを超えている農地でございます。

付近には〇〇、それから〇〇といった建物がございまして、特に周辺農地に影響はないと思われま。

また農地転用は、表土を押し固めていって、土砂が流出しないようにというような対策を取っております。水路等の維持管理にも支障がないと考えています。

また、自治会長、それから農会長、水利代表の同意を得ております。

今後、こういう農業の機械化に寄与したいということでございます。

よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

除外番号2番の案件につきまして、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 すいません。これ写真で見たら、もう転用してあるんじゃないですか。

○議長 春日地域委員会。

○委員 はい。ちょっとこれ写真の写り方があれなんですけども、道路側は現状、栗の木が植わっております。そして、ちょっと草が生えとるとということで、シートをかぶせたりしております。ちょっと写真写りは、そのような状況になってはいますが、現在、栗が植わっております。

○委員 これ、栗が植わっていますか。

○委員 春日地域委員会としては現地を見ておりますので、そのとおりでございます。この写真写りが悪いですけど。

○委員 すいません。春日で前にもあったんやけど、こども広場を造るいうて、もうちゃんと整備してるようなところもあったけど、何か、先に整備してから、手続きが後回しみたいな感じに見えるんやけど、そういうのどうなんですかね。

○議長 地域委員会から。一応これは、栗を植えるために、土地を形状変更して、その上で栗を植えるという手続きがございました。それで、栗を植えているという状況ではある。

そして、後に防草シートを張ったわけですが、そういう土盛りして、形状変更をされてると。

○委員 ここの場所は、3年前に取得されまして、そのときは栗を植えておられました。しかし、これの出来がすごく悪いので、これからかさ上げをして、ということで、今、ボチボチということでございます。今、通ってもらったら、栗もちゃんと植わっております。写真のとおり良い状態ではないですけども、現状は以上でございます。間違いなく植わっております。

○委員 前、全部防草シートを張ってなかったですか。全面に。そこは何も植わっていなかったように思う。

○議長 今の質問に答えられますか。多分一部ということで、もう少し。

○委員 これ近くまで行って見てますけど。いつやったかな、5月やったかな。ちゃうわ、4月か。多分全面防草シートが張ってあったような気がしたんやけど。

○委員 申し訳ない。ちょっと聞こえにくいさかい、もう一度。

○委員 この除外地の近く、4月やったか、前に案件があって、また別の案件で行ったときに、ここ全面に防草シートが張ってあったような気がしたんやけど。防草シートが全面、上も全部張ってあったような気がしたんやけど。

○委員 いや、張ってないですけどね。

○委員 そこじゃないんやな。

○委員 はい、そこじゃないです。そこではないです。

○委員 ほんならまあ。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようでございますので、採決をとります。

除外番号の2番につきまして、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号2番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域につきまして、3件の除外案件が出ておりますので、農林振興課から説明をいただきたいと思います。

○農林振興課 議案第6号 除外番号3番～除外番号5番朗読

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 除外番号3番、除外番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

除外番号3番は、申出者が新たに露天資材置場を併設しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、市役所支所から500メートル以内にある農地で、第2種農地と判断されと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地での営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題がないと考えられます。

除外番号4番は、申出者の後継者が新たに一般住宅を建設しようとするもので、現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、市役所支所から500メートル以内にある農地で、第2種農地と考えられます。

現地を確認したところ、申出地の隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地での営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

よろしくお願いします。

○委員 続きまして、除外番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、事業者である宗教法人が、集落内に新たに露天駐車場を設置しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であり、第1種農地と考えますが、転用目的が、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当するものでありまして、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られておりまして、周辺農地の営農への支障はないものと思

われます。

また、転用面積は必要最小限のものでありまして、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会から確認報告をいただきました。

市島地域の除外案件3件につきまして、質問、意見等はございませんか。

○委員 いいですか。最後の駐車場の件について。これ以前から、季節になったら駐車場として利用されるというところですね。一時利用の届を出していただいているところですね。

○委員 そういう内容で進めておりまして、もうちょっとキャパを広げるという意味で、新たに駐車場を整備します。

○委員 ここ見たら以前から駐車場を造ってる。

○委員 そうですね。

○委員 一時利用でね。

○委員 そうです。一時利用でしてありました。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようでございますので、採決をとります。

除外番号3番、除外番号4番、除外番号5番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号3番、除外番号4番、除外番号5番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番、番号2番について、7月17日の柏原地域委員会で確認しましたが、現地は宅地、公衆用道路、山林、用水路、雑種地となっており、全て照会のとおり取り扱うことに、問題がないことを確認しています。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見がないようですので、採決をとります。

議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、全て照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第8号 ～

○議長 議案第8号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第8号朗読

○議長 それでは、各地域委員会から確認報告をお願いいたします。

柏原地域委員会。

○委員 番号1番を、7月17日の柏原地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会。

○委員 番号2番から番号5番まで、7月16日の氷上地域委員会におきまして、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はございません。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 番号6番と番号7番について、7月16日の青垣地域委員会において、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会。

○委員 番号8番から番号13番まででございます。7月17日に、春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会。

○委員 番号14番から番号15番まで、7月12日の山南地域委員会において、確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会。

○委員 番号16番から25番までを、7月12日の市島地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進

法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

番号18番ですが、これは利用権を設定する者と知り合いであり、ここを拠点にして耕作するということです。

○議長 丹波市内全域におきまして、確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問、意見等がないようですので、採決をとります。

丹波市内における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市内における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。ありがとうございます。

～ 議案第9号 ～

○議長 議案第9号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第9号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から3番まで、7月17日の柏原地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 番号4番から番号6番について、7月16日の青垣地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会、青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域・青垣地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域・青垣地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

ここで議長を交代します。

○議長 春日地域におきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番から番号13番まででございます。7月17日に、春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について、効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 ここで、議長を交代いたします。

～ 報告第1号 番号1番 ～

○議長 報告第1号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から、補足することはございますか。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が補足をさせていただきます。

これは基盤整備がされた農地でございまして、非常に区画が統一化されているような地域でございまして。ただし、この農業乾燥施設があるこの辺りですね。この形状変更届の農地があるあたり、基盤整備がされる前は沼地でございまして、池があったというような状況で、ほとんど湿地帯のような状態であったというような状況のところを、基盤整備をされて、農地にされたようでございますけども、やっぱりなかなか作物を作っても、思うようにできないというようなことがあったと。そのような状況の中で、かさ上げを90センチほどして、そこに粟を植えたいというような計画でございまして。

よろしくをお願いします。

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等ないようですので、報告第1号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 番号1番、番号2番、番号5番 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から補足することはないですか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇がさせていただきます。

図面74ページを見てください。〇〇平米のうち〇〇平米でございます。図面のちょっと下に農業倉庫がございますけども、この場所が手狭になったということで、所有されている農地を、露天資材置場とか、露天農機具置場、そこで農作業のほうもしたりするというところでございます。そういう関係で、今回届出をされました。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、75ページを御参照ください。

農業倉庫を建築するための届出ですが、本件届出地の一部には、届出者が平成12年に隣接する形で建築した農業用倉庫の一部が存在しているため、届出人から始末書が添付されております。始末書を読み上げます。

今般、上記の土地に対し、農地法施行規則第29条第1項に規定する農業用施設等に、転用届を出しますが、現在本件土地の上には、既に平成12年に建築した農業倉庫が建っております。このことは、農地法の許可を得ずにしており、深く反省しております。今後はこのようなことがないように、法令遵守いたしますので、何とぞ御受理くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第4号 番号1番～番号5番 ～

○議長 報告第4号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番～番号5番朗読

○議長 質問等ございますか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

これで、今日予定しておりました全ての議事は、終了させていただきます。

この際、何か意見、質問等、ございませんでしょうか。

それでは、事務局お願いします。

○事務局（事務連絡）

○議長 それでは、本日の会議はこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年7月25日

議 長 

議事録署名委員（7番委員） 

議事録署名委員（8番委員） 